広島県議会議員正木篤解職投票

平成25年２月３日執行
広島県議会議員正木篤解職投票

１　あらまし ・・・

12　開票結果 ･･･ 16
13　解職投票啓発事業 ･･･ 17

１　あらまし

広島市安佐北区選出の広島県議会議員正木篤が、平成23年６月に無免許運転で現行犯逮捕され、同年９月に道路交通法違反（無免許運転）の罪で有罪判決（懲役８月、執行猶予３年）が確定した。しかし、地方自治法等の規定（地方自治法第127条第１項、公職選挙法第11条）によっては失職にはならず、広島県議会において同年６月と同年９月の２度にわたり辞職勧告決議もされたが、正木議員は辞職の意向を示さなかったため、安佐北区の選挙人から地方自治法の規定に基づく解職請求を求める動きがあり、平成24年８月27日に広島県議会議員正木篤解職請求代表者証明書が交付（地方自治法施行令第110条において準用する同令第91条第２項）され、翌８月28日から署名の収集が開始された。

署名簿は、平成24年11月６日に広島市安佐北区選挙管理委員会に提出され、翌11月７日から同月26日まで署名の審査が行われた。その結果、有効署名数は、安佐北区において選挙権を有する者の３分の１（41,285人）以上の47,671人となり、平成24年11月27日から同年12月３日まで署名簿が縦覧に付され、同年12月５日に異議の申出がない旨及び有効署名の総数が告示された。

平成24年12月10日に請求代表者から、地方自治法第80条第１項の規定に基づき、正木議員の解職請求が行われ、同日、広島県選挙管理委員会が解職請求受理の告示を行った。

広島県選挙管理委員会は、平成24年12月18日委員会を開催し、投票期日の告示日を平成25年１月４日（金）に、投票日を同年２月３日（日）にすることを決定した。

投票率は39.30％であり、開票の結果、「解職に賛成」（45,812票）が有効投票（47,781票）の過半数を上回ったため、正木議員は平成25年２月３日付けで失職した。

2　事務執行日程

月　日	曜	期日前・後	告示前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備　考
				事　　項	根拠法令	事　　項	根拠法令	事　　項	根拠法令	
				・解職投票執行計画の決定 ・臨時啓発事業計画の策定及び実施 ・諸印刷物の発注依頼 ・投票・開票事務取扱要領の検討 ・区選管等との打合せ		・解職投票執行計画及び事務分担の決定 ・選挙事務従事者（市職員）の協力要請 ・投票管理者及び同職務代理者(投票所及び期日前投票所)の内定 ・開票管理者及び同職務代理者の内定 ・期日前投票(不在者投票)事務従事者の選定 ・投票・開票事務従事者の選定 ・投票所・開票所施設の確認及び使用依頼 ・解職投票のお知らせ関係事務 ・投票箱等投票・開票器材の配送計画 ・投票立会人(投票所及び期日前投票所)の内定 ・区広報紙へ臨時啓発記事掲載依頼				投票用紙 ※ 白色の用紙に黒色のインクで印刷
12月16日	日	-49	-19	・		・町名･投票区･投票所名ﾌｧｲﾙ修正分市選管へ提出				
12月17日	月	-48	-18	・町名･投票区･投票所名ﾌｧｲﾙ修正分情報システム課へ送付 ・電算ﾃﾞｰﾀ現在日						
12月18日	火	-47	-17	・投票区スペースリスト出力、区選管へ送付 ・投票区スペースリスト修正分情報システム課へ送付 ・選挙マスタ作成		・投票区スペースリスト修正分市選管へ提出				
12月19日	水	-46	-16	・従事者カード・データを区選管へ送付 ・投票区別索引簿等出力 ・投票受付システム用データ作成		・従事者カード・データを受領				
12月20日	木	-45	-15			・各局庶務担当課へ従事者カードの提出を依頼				
12月21日	金	-44	-14	・投票区別索引簿等を区選管へ送付		・投票区別索引簿等を受領・点検				△ 市区事務打合せ会（県選管）9:00
12月25日	火	-40	-10	・解職投票のお知らせ出力						
12月26日	水	-39	-9	・解職投票のお知らせカット		・投票用紙受領				・投票用紙発送(県選管)
12月27日	木	-38	-8							・不在者投票施設へしおり発送（県選管）
12月28日	金	-37	-7	・解職投票のお知らせ区選管への引継ぎ完了予定日		・解職投票のお知らせを受領・点検				
1月3日	木	-31	-1	・		● 委員会開催 ・各任命権者への投・開票事務従事の承認依頼 ・不在者投票用紙等の郵送による事前交付開始 ・解職投票のお知らせ発送	令53,59の4,市事47の2 令31、市事25			

月　日	曜	期日前・後	告示前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備　考
				事　　項	根拠法令	事　　項	根拠法令	事　　項	根拠法令	
1月4日	金	-30	0	投　票　期　日　の　告　示　日						
				・期日前投票周知用立看板設置(安佐北区役所、白木・高陽・安佐出張所) ・投票事務所設置（異動）報告受理		■ 投票管理者及び同職務代理者（投票所及び期日前投票所）の選任告示 ■ 投票所及び期日前投票所の告示 ■ 開票管理者及び同職務代理者の選任告示 ■ 開票の場所及び日時の告示 ■ 不在者投票の投票記載場所の告示 ・開票立会人届出受理開始 ・投票事務所設置（異動）届出受理開始・同報告（市選管へ） ・期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者へ通知 ・期日前投票所及び不在者投票記載場所の設営 ・投票用紙及び抄本等を投票管理者（期日前投票所）へ引継ぎ	法37、令25,49の7、市事20,45の2 法41,48の2、市事24,45の2 法61,令68,市事51 法64 事33、市事46 法62、市事53 法130、令108、市事87 法38,48の2、令27,49の7、市事21,45の2 令32,49の7、市事26 令28,令49の7	■ 選挙長事務取扱場所の告示 ・選挙立会人の届出受理開始	市事67 法76	■ 選挙会の場所及び日時の告示（県選管）
1月5日	~~土~~	-29	1			・期日前投票及び不在者投票開始 安佐北区役所、白木・高陽・安佐出張所 8:30～20:00	法48の2,49、令50～			
1月12日	~~土~~	-22	8	・解職投票周知用立看板の掲出 区役所、公民館、地域福祉ｾﾝﾀｰ、区ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ、区民文化ｾﾝﾀｰ						
1月18日	金	-16	14	・解職投票周知用チラシ新聞折込みにより配布 （中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経）						
1月25日	金	-9	21							△ 投・開票速報リハーサル
1月30日	水	-4	26			● 委員会開催（投票立会人選任） ・重度身体障害者及び要介護者の郵便等による不在者投票の投票用紙等の請求期限 ・投票事務所閉鎖について通知（投票所から300m内にあるもの）	令59の4、65の11① 法132			
1月31日	木	-3	27			・投票立会人の選任：本人及び投票管理者への通知期限 ・開票立会人届出期限 ・開票立会人が３人に満たない場合の補充選任：本人及び開票管理者への通知	法38、令27、市事21 法62、令69、市事53 法62、令70の2、市事54、55	・選挙立会人の届出期限 ・選挙立会人が3人に満たない場合の補充選任、本人への通知	法76、令82 法76	
2月1日	金	-2	28			・市広報紙（区版）に記事掲載 ・投票所器材送致				

月　日	曜	期日前・後	告示前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備　考
				事　　項	根拠法令	事　　項	根拠法令	事　　項	根拠法令	
2月2日	土	-1	29	投票運動最終日						
				・投票所周知看板設置開始 ・当日有権者予定者数：速報受理		・期日前投票・不在者投票　最終日 ・投票所設営 ・開票所設営 ・当日有権者予定者数：市選管へ速報 ・期日前投票を投票管理者（期日前投票所）から受領 ・投票用紙及び抄本等を投票管理者（投票所）へ引継ぎ	法48の2①, 49、令50 令32、事23、市事26 法55, 48の2②、令49の10 令28			
2月3日	日	0	30	投票期日						
				〔投　　票〕						
				・投票状況：速報受理（２時間毎及び結果） ・不在者投票転送（17:30、18:30：日本郵便株式会社広島中央郵便局へ）		・投票状況：県及び市選管へ速報（２時間毎及び結果） ・投票時間　7:00～20:00 ・投票区数　安佐北区　60区 ・投票所入口から300m内にある投票事務所の閉鎖命令 ・不在者投票及び同調書を指定投票区の投票管理者へ送致 ・期日前投票を開票管理者へ送致	事52、市事43 法40 法134 令60, 61 法55, 48の2②			
				〔開　　票〕						
				・開票状況：速報受理（22:00及び結果）		●委員会開催 ・投票箱等（投票所及び期日前投票所）送致物受付 ・開票開始時刻　21:20 ・開票状況（22:00及び結果）を速報：県選管・市選管へ ・開票の場所　安佐北区　広島市立安佐北高等学校	法55, 48の2② 法64 法66、市事62 法63			
2月4日	月	1	31	・解職投票周知用立看板撤去開始 ・投票所周知看板撤去開始		・投開票結果：県選管・市選管へ報告（開票録写し・結果報告 ・選挙結果の記録整理 ・投票所・開票所器材撤収及び整理	事77	●選挙会開催　10:00 ・開票録写し、開票結果の報告書を検収 ・選挙録の作成 ・選挙録等の送付	法78 法66③、80、令74 法83 法83、令85、事77、市事77	
2月5日	火	2	32	・礼状発送		・礼状発送				
2月18日	月	15	45							・解職投票の効力に関する異議申出期限（法202①） ・解職投票の結果の効力に関する異議申出期限（法206①）

凡　例

法 ＝ 公職選挙法　　令 ＝ 公職選挙法施行令

事 ＝ 公職選挙事務取扱規程　　市事 ＝ 広島市公職選挙事務取扱規程

3　署名簿の審査結果

(1) 署名簿の審査結果

簿冊の数	5,845冊	署名の総数	51,481人

区　　分	審査の結果	異議申出の決定による修正	確　　定
有効署名の総数	47,671人	―	47,671人
無効署名の総数	3,810人	―	3,810人

(2) 無効署名の内訳

簿　冊　の　数				5,845冊
署 名 の 総 数				51,481
有効署名の総数				47,671
無効署名の内容	形式的審査による無効	受　任　者	委任届がない	―　（　―　冊）
			選挙人名簿に登録されていない	―　（　―　冊）
		請　求　者（写）	綴り込まれていない	―　（　―　冊）
			当初のものと内容が異なる	―　（　―　冊）
		請求代表者証明書(写)	綴り込まれていない	―　（　―　冊）
			内容に瑕疵がある	―　（　―　冊）
		委　任　状	綴り込まれていない	―　（　―　冊）
			内容に瑕疵がある	―　（　―　冊）
		そ　の　他	受任者が選挙人名簿に登録されていない	20（　2冊）
		小　　計		20（　2冊）
	実質的審査による無効	選挙人名簿に登録されていないもの		795
		重複署名		534
		必要記載事項を欠いたもの		60
		氏名が自署でないもの うち、ゴム印、活字等のもの（　）書		1,713 （ ― ）
		印がないもの		31
		何人であるか確認できないもの		72
		第三者が収集したもの		―
		記載事項が不明であったり、誤りがあるもの		―
		印影が不鮮明であったり、他人の印であるもの		42
		請求代表者又は受任者が代筆したもの		25
		代筆要件に該当しないもの		403
		署名収集できる期間外のもの		115
		小　　計		3,790
	合　　計			3,810

４　投票区及び開票区

(1)投票所等にあてた施設の内訳

投票区数	投票当日投票所にあてた施設の内訳								期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の内訳	
	学　校	うち、幼稚園	保育園	公民館	集会所	区役所等	市関係建　物	その他	区役所等	市関係建　物
60	17	－	－	－	38	1	2	2	3	1

(2)投票当日投票所にあてた施設の名称及び所在地

〔安佐北区〕　★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	投票当日投票所施設名	所在地
白木第一	志屋西集会所	広島市安佐北区白木町大字志路２８７７番地
白木第二	志屋小学校体育館	広島市安佐北区白木町大字志路３８９０番地の１
白木第三	井原会館	広島市安佐北区白木町大字井原４４４２番地の２
白木第四	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山２３９１番地の４
白木第五	檜山集会所	広島市安佐北区白木町大字市川６３６４番地の１
白木第六	上三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田９０６３番地の３
白木第七	三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田２２１８番地の１
白木第八	下三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田５８２６番地
狩留家	狩留家集会所	広島市安佐北区狩留家町３１４４番地
上深川	上深川コミュニティー施設	広島市安佐北区上深川町７５４番地
小河原	小河原町民センター	広島市安佐北区小河原町７８９番地の１
深川第一	深川小学校体育館	広島市安佐北区深川五丁目１２番１号
深川第二	上庄会館	広島市安佐北区深川三丁目２４番１０号
亀崎	亀崎小学校体育館	広島市安佐北区亀崎四丁目２番１号
真亀	落合中学校体育館	広島市安佐北区真亀二丁目１番１号
倉掛	倉掛小学校体育館	広島市安佐北区倉掛一丁目１３番１号
落合第一	諸木会館	広島市安佐北区落合南八丁目２７番２号
落合第二	落合東小学校体育館	広島市安佐北区落合四丁目１３番１号
落合第三	玖村会館	広島市安佐北区落合二丁目４１番２６号
落合第四	落合小学校体育館	広島市安佐北区落合南二丁目１３番１号
口田第一	口田東小学校体育館	広島市安佐北区口田二丁目１番１号
口田第二	矢口が丘集会所	広島市安佐北区口田南九丁目１９番１０号
口田第三	口田小学校体育館	広島市安佐北区口田南二丁目７番２号
口田第四	口田南集会所	広島市安佐北区口田南二丁目２１番２３号
大林第一	桧山会館	広島市安佐北区大林町２５８４番地の２
大林第二	大林小学校体育館	広島市安佐北区大林四丁目１４番１号
三入第一	三入小学校体育館	広島市安佐北区三入三丁目１２番１号
三入第二	桐原公会堂	広島市安佐北区可部町大字桐原１４８０番地の１
三入第三	桐陽台コミュニティセンター	広島市安佐北区三入東一丁目３０番２０号
南原	南原公会堂	広島市安佐北区可部町大字南原３８８番地の１
綾ケ谷第一	東綾ケ谷公会堂	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷５２７番地の５
綾ケ谷第二	綾西集会所（綾西会館）	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷１８５９番地
勝木第一	行森説教場	広島市安佐北区可部町大字勝木２５４５番地の１
勝木第二	中河内集会所	広島市安佐北区可部町大字勝木５２１番地の１
亀山第一	河戸会館	広島市安佐北区亀山二丁目２１番１１号
亀山第二	虹山集会所	広島市安佐北区亀山南五丁目４番６号
亀山第三	亀山小学校体育館	広島市安佐北区亀山五丁目４２番１１号

可部第一	可部中学校武道場	広島市安佐北区可部七丁目２番１号
可部第二	安佐北区総合福祉センター	広島市安佐北区可部三丁目１９番２２号
★可部第三	可部小学校体育館	広島市安佐北区可部四丁目９番１号
可部第四	下の浜集会所	広島市安佐北区可部南五丁目１番２号
可部第五	中島会館	広島市安佐北区可部南一丁目１番３９号
可部第六	可部南集会所	広島市安佐北区可部東二丁目２５番３号
安佐第一	久地南小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字くすの木台５５番１号
安佐第二	久地集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地甲４４９２番地
安佐第三	宇賀地区集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地８０５８番地の１
安佐第五	後山集会所	広島市安佐北区安佐町大字後山１４１１番地の５
安佐第六	毛木集会所	広島市安佐北区安佐町大字毛木７６１番地
安佐第七	宮野集会所	広島市安佐北区安佐町大字宮野７３番地の１
安佐第八	筒瀬集会所	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬４５９番地の３
安佐第九	安佐小河内集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内４５７９番地の３
安佐第十	小峠集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内１２１７番地
安佐第十一	西部会館	広島市安佐北区安佐町大字小河内６０８０番地の２
安佐第十二	東谷上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張７６０番地の３
安佐第十三	鈴張集会所１階ﾎｰﾙ(元農協購買部)	広島市安佐北区安佐町大字鈴張２０２５番地の１
安佐第十四	西上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張４０５８番地の３
安佐第十五	正念寺	広島市安佐北区安佐町大字飯室１２８０番地
安佐第十六	飯室小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字飯室１５４４番地
安佐第十七	安佐北区役所安佐出張所仮設投票所	広島市安佐北区安佐町大字飯室３０５２番地の１
あさひが丘	日浦小学校体育館	広島市安佐北区あさひが丘七丁目１２番１号
投票区数	60	

（注）　投票当日投票所の開所時刻は午前7:00、閉所時刻は午後8:00である。

(3)期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地

開設期間：平成25年１月５日から平成25年２月２日まで

期日前投票所等施設名	所在地
安佐北区役所１階第１会議室	広島市安佐北区可部四丁目１３番１３号
安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山２３９１番地の４
安佐北区役所高陽出張所	広島市安佐北区深川五丁目１３番７号
安佐北区役所安佐出張所仮設期日前投票所	広島市安佐北区安佐町大字飯室３０５２番地の１

（注）　期日前投票所の開所時刻は午前8:30、閉所時刻は午後8:00である。

(4)　開票所にあてた施設の名称及び所在地

開票所施設名	所在地
市立三入中学校体育館	広島市安佐北区三入東一丁目７番１号

５　選挙人名簿登録者数

平成24年12月16日執行衆議院議員総選挙の選挙時登録者数による。

区　名	平成24年12月３日現在の選挙人名簿登録者数		
	男	女	計
安佐北区	58,795	65,016	123,811

６　選挙長及び開票管理者等

(1) 選挙長及び同職務代理者

選　挙　長	同職務代理者
秦　　清	吉原　靖樹

(2) 選挙会の場所及び開閉日時

場　　所	広島市安佐北区可部四丁目13番13号　広島市安佐北区役所４階講堂
開閉日時	平成25年２月４日　午前10時00分～午前10時06分

(3) 開票管理者及び同職務代理者

開票管理者	同職務代理者
秦　　清	宮川　裕壮

7　選挙事務関係者

(1) 投票事務関係者

区　分	投　票 管理者	投　票 立会人	投票事務従事者			
			市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計
投票当日投票所	60	171	4	252	96	352
期日前投票所	116	451	19	261	27	307
合　計	176	622	23	513	123	659

(2) 開票事務関係者

開　票 管理者	開　票 立会人	開票事務従事者			
		市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計
1	3	24	68	―	92

(3) 選挙会事務関係者

選挙長	選挙立会人	事務従事者 区選管書記
1	3	2

8　投票の状況

投票は、２月３日（日）午前７時から午後８時まで、60か所の投票所で行われた。当日の天気は晴後薄曇であった。

(1) 当日有権者数及び投票者数等

当日有権者数（人）			投票者数（人）			投票率		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
58,198	64,466	122,664	22,595	25,617	48,212	38.82%	39.74%	39.30%

当日投票者数（人）			投票率		
13,427	14,521	27,948	23.07%	22.53%	22.78%

期日前投票者数（人）			投票率		
8,971	10,775	19,746	15.41%	16.71%	16.10%

不在者投票者数（人）			投票率		
197	321	518	0.34%	0.50%	0.42%

(2) 投票区別投票率

投票区	当日有権者数（人）			投票者数（人）			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	平均
白木第一	68	83	151	23	40	63	33.82%	48.19%	41.72%
白木第二	235	255	490	90	95	185	38.30%	37.25%	37.76%
白木第三	490	609	1,099	224	230	454	45.71%	37.77%	41.31%
白木第四	1,492	1,629	3,121	565	616	1,181	37.87%	37.81%	37.84%
白木第五	22	22	44	15	15	30	68.18%	68.18%	68.18%
白木第六	462	511	973	184	207	391	39.83%	40.51%	40.18%
白木第七	422	453	875	192	210	402	45.50%	46.36%	45.94%
白木第八	437	460	897	222	226	448	50.80%	49.13%	49.94%
狩留家	536	602	1,138	251	312	563	46.83%	51.83%	49.47%
上深川	665	738	1,403	254	272	526	38.20%	36.86%	37.49%
小河原	825	878	1,703	326	387	713	39.52%	44.08%	41.87%
深川第一	1,501	1,655	3,156	619	674	1,293	41.24%	40.73%	40.97%
深川第二	1,157	1,276	2,433	435	512	947	37.60%	40.13%	38.92%
亀崎	1,517	1,919	3,436	664	775	1,439	43.77%	40.39%	41.88%
真亀	1,982	2,395	4,377	797	969	1,766	40.21%	40.46%	40.35%
倉掛	1,432	1,760	3,192	717	821	1,538	50.07%	46.65%	48.18%
落合第一	848	900	1,748	302	311	613	35.61%	34.56%	35.07%
落合第二	1,733	2,121	3,854	663	733	1,396	38.26%	34.56%	36.22%
落合第三	1,560	1,526	3,086	475	517	992	30.45%	33.88%	32.15%
落合第四	2,740	2,992	5,732	1,052	1,198	2,250	38.39%	40.04%	39.25%
口田第一	2,529	2,883	5,412	1,219	1,342	2,561	48.20%	46.55%	47.32%
口田第二	1,381	1,543	2,924	579	612	1,191	41.93%	39.66%	40.73%
口田第三	2,713	3,034	5,747	1,014	1,185	2,199	37.38%	39.06%	38.26%
口田第四	1,144	1,223	2,367	376	488	864	32.87%	39.90%	36.50%
大林第一	30	32	62	14	17	31	46.67%	53.13%	50.00%
大林第二	790	805	1,595	302	351	653	38.23%	43.60%	40.94%
三入第一	1,862	1,960	3,822	669	759	1,428	35.93%	38.72%	37.36%
三入第二	786	855	1,641	265	316	581	33.72%	36.96%	35.41%
三入第三	1,984	2,099	4,083	757	785	1,542	38.16%	37.40%	37.77%
南原	514	577	1,091	198	252	450	38.52%	43.67%	41.25%
綾ケ谷第一	246	251	497	100	102	202	40.65%	40.64%	40.64%
綾ケ谷第二	174	257	431	75	98	173	43.10%	38.13%	40.14%

勝木第一	1,863	1,960	3,823	605	681	1,286	32.47%	34.74%	33.64%
勝木第二	75	82	157	35	43	78	46.67%	52.44%	49.68%
亀山第一	1,862	1,914	3,776	624	712	1,336	33.51%	37.20%	35.38%
亀山第二	1,206	1,396	2,602	479	572	1,051	39.72%	40.97%	40.39%
亀山第三	2,809	3,034	5,843	1,122	1,272	2,394	39.94%	41.92%	40.97%
可部第一	2,156	2,502	4,658	762	925	1,687	35.34%	36.97%	36.22%
可部第二	956	1,005	1,961	382	417	799	39.96%	41.49%	40.74%
可部第三	1,396	1,587	2,983	534	615	1,149	38.25%	38.75%	38.52%
可部第四	698	786	1,484	218	251	469	31.23%	31.93%	31.60%
可部第五	1,229	1,294	2,523	400	441	841	32.55%	34.08%	33.33%
可部第六	1,320	1,529	2,849	521	582	1,103	39.47%	38.06%	38.72%
安佐第一	1,891	1,876	3,767	739	773	1,512	39.08%	41.20%	40.14%
安佐第二	242	284	526	90	116	206	37.19%	40.85%	39.16%
安佐第三	79	96	175	36	55	91	45.57%	57.29%	52.00%
安佐第五	154	186	340	67	89	156	43.51%	47.85%	45.88%
安佐第六	128	139	267	55	72	127	42.97%	51.80%	47.57%
安佐第七	33	43	76	20	24	44	60.61%	55.81%	57.89%
安佐第八	90	109	199	48	66	114	53.33%	60.55%	57.29%
安佐第九	98	127	225	55	72	127	56.12%	56.69%	56.44%
安佐第十	67	75	142	33	32	65	49.25%	42.67%	45.77%
安佐第十一	50	56	106	32	34	66	64.00%	60.71%	62.26%
安佐第十二	60	75	135	22	25	47	36.67%	33.33%	34.81%
安佐第十三	1,171	1,203	2,374	385	438	823	32.88%	36.41%	34.67%
安佐第十四	127	137	264	55	59	114	43.31%	43.07%	43.18%
安佐第十五	455	492	947	177	192	369	38.90%	39.02%	38.97%
安佐第十六	581	668	1,249	226	250	476	38.90%	37.43%	38.11%
安佐第十七	240	287	527	92	120	212	38.33%	41.81%	40.23%
あさひが丘	2,885	3,221	6,106	1,143	1,262	2,405	39.62%	39.18%	39.39%
計	58,198	64,466	122,664	22,595	25,617	48,212	38.82%	39.74%	39.30%

(3) 年齢層別投票動向

平成25年２月３日執行広島県議会議員正木篤解職投票

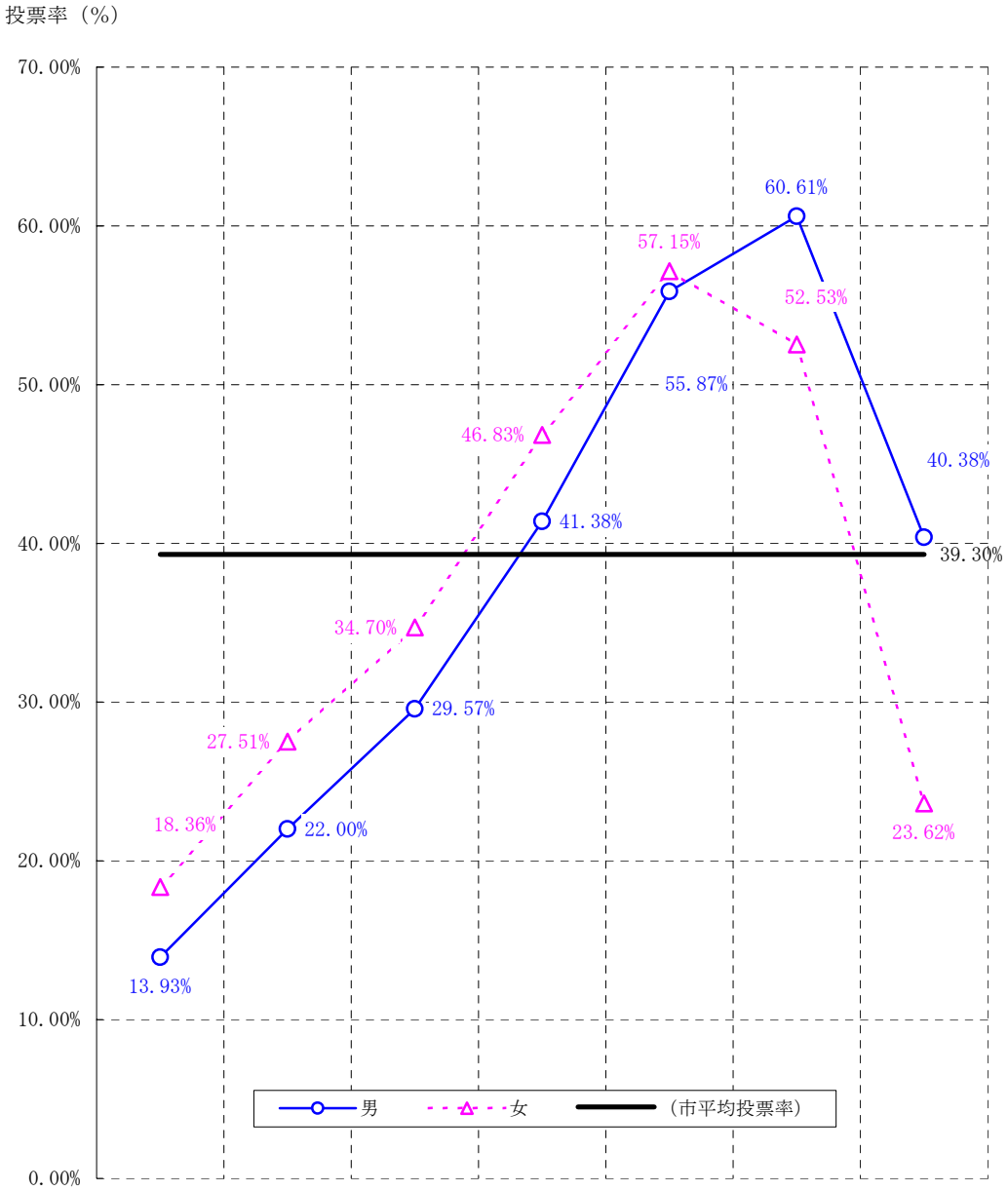

区分		20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳～79歳	80歳～	合計
投票者数	男	989	1,992	2,762	3,635	6,977	4,864	1,376	22,595
	女	1,337	2,427	3,344	4,526	7,771	4,650	1,562	25,617
	計	2,326	4,419	6,106	8,161	14,748	9,514	2,938	48,212
当日有権者数	男	7,100	9,053	9,339	8,784	12,489	8,025	3,408	58,198
	女	7,281	8,821	9,636	9,665	13,598	8,852	6,613	64,466
	計	14,381	17,874	18,975	18,449	26,087	16,877	10,021	122,664
投票率	男	13.93%	22.00%	29.57%	41.38%	55.87%	60.61%	40.38%	38.82%
	女	18.36%	27.51%	34.70%	46.83%	57.15%	52.53%	23.62%	39.74%
	平均	16.17%	24.72%	32.18%	44.24%	56.53%	56.37%	29.32%	39.30%

投票者数及び当日有権者数等

9　点字投票及び代理投票

点字投票	代理投票			
	投票当日投票所における代理投票	期日前投票所における代理投票	選挙人の属する市区町の選挙管理委員会委員長に対してなした不在者投票の代理投票	計
9	24	54	0	78

10　期日前投票及び不在者投票

(1) 期日前投票の事由に関する調

投票するために宣誓書を提出したもの	投票用紙を交付したもの						投票用紙の交付を拒絶したもの
	法第48条の２第１項					計	
	１号該当	２号該当	３号該当	４号該当	５号該当		
19,746	11,514	7,875	350	―	7	19,746	―

(2) 不在者投票の事由に関する調

法第49条第１項における法第48条の２第１項					法第49条第２項該当【郵便等投票】	うち、法第49条第３項該当（代理記載）	法第49条第４項該当【特定国外投票】	計
1号該当	2号該当	3号該当	4号該当	5号該当				
―	―	492	―	2	24	2	―	518

(3) 不在者投票の管理者別に関する調

選挙人の属する市区町村の選管委員長に対してなしたもの	選挙人が所在・居住する他の市区町村の選管委員長に対してなしたもの	船長に対してなしたもの	病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所の長に対してなしたもの	刑事施設の長又は留置施設の留置業務管理者に対してなしたもの	少年院の長又は婦人補導院の長に対してなしたもの	特定国外派遣組織の長に対してなしたもの	計
―	2	―	492	―	―	―	494

（注）　上記の表のほか、郵便による不在者投票24件（法第49条第２項該当）がある。

(4) 不在者投票の受理・不受理に関する調

投票管理者において受理と決定し、かつ、拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合　計
	開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計	
518	－	－	－	518

(5) 日別期日前投票及び不在者投票の投票者数に関する調

区分＼月日		1月5日	1月6日	1月7日	1月8日	1月9日	1月10日	1月11日	1月12日
		第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目	第6日目	第7日目	第8日目
期日前投票	日計	667	1,019	981	1,059	905	742	638	605
	累計	667	1,686	2,667	3,726	4,631	5,373	6,011	6,616
不在者投票	累計	－	－	－	－	－	－	－	－
合　計	累計	667	1,686	2,667	3,726	4,631	5,373	6,011	6,616

区分＼月日		1月13日	1月14日	1月15日	1月16日	1月17日	1月18日	1月19日	1月20日
		第9日目	第10日目	第11日目	第12日目	第13日目	第14日目	第15日目	第16日目
期日前投票	日計	575	408	533	673	551	707	630	756
	累計	7,191	7,599	8,132	8,805	9,356	10,063	10,693	11,449
不在者投票	累計	－	－	12	18	18	22	22	22
合　計	累計	7,191	7,599	8,144	8,823	9,374	10,085	10,715	11,471

区分＼月日		1月21日	1月22日	1月23日	1月24日	1月25日	1月26日	1月27日	1月28日
		第17日目	第18日目	第19日目	第20日目	第21日目	第22日目	第23日目	第24日目
期日前投票	日計	413	576	544	536	530	444	741	389
	累計	11,862	12,438	12,982	13,518	14,048	14,492	15,233	15,622
不在者投票	累計	22	50	54	116	123	123	123	208
合　計	累計	11,884	12,488	13,036	13,634	14,171	14,615	15,356	15,830

区分＼月日		1月29日	1月30日	1月31日	2月1日	2月2日
		第25日目	第26日目	第27日目	第28日目	第29日目
期日前投票	日計	684	665	719	665	1,391
	累計	16,306	16,971	17,690	18,355	19,746
不在者投票	累計	292	353	396	469	518
合　計	累計	16,598	17,324	18,086	18,824	20,264

（注）　不在者投票の２月２日には、２月３日の郵便到着分を含む。

11　開票の状況

開票は２月３日午後９時20分から開始された。その処理状況は次のとおりである。

(1) 開票処理

投票総数	投票確定時刻 (時：分)	従事者数 (人)	終了時刻 (時：分)	所要時間 (時間：分)
48,212	21:40	92	22:39	0:59

(2) 投票の効力

投票総数			無効投票率
有　効	無　効	合　計	
47,781	431	48,212	0.89%

(3) 無効投票の内訳

所定の用紙を用いないもの	―
普通地方公共団体の議会の議員でない者の氏名を記載したもの	88
普通地方公共団体の議会の議員の氏名ほか、他事を記載したもの	65
普通地方公共団体の議会の議員の氏名を自書しないもの	―
賛否のいずれか又は何人を記載したかを確認し難いもの	20
白紙投票	113
単に雑事を記載したもの	21
単に記号、符号を記載したもの	124
計	431

(4) 開票事務所要時間

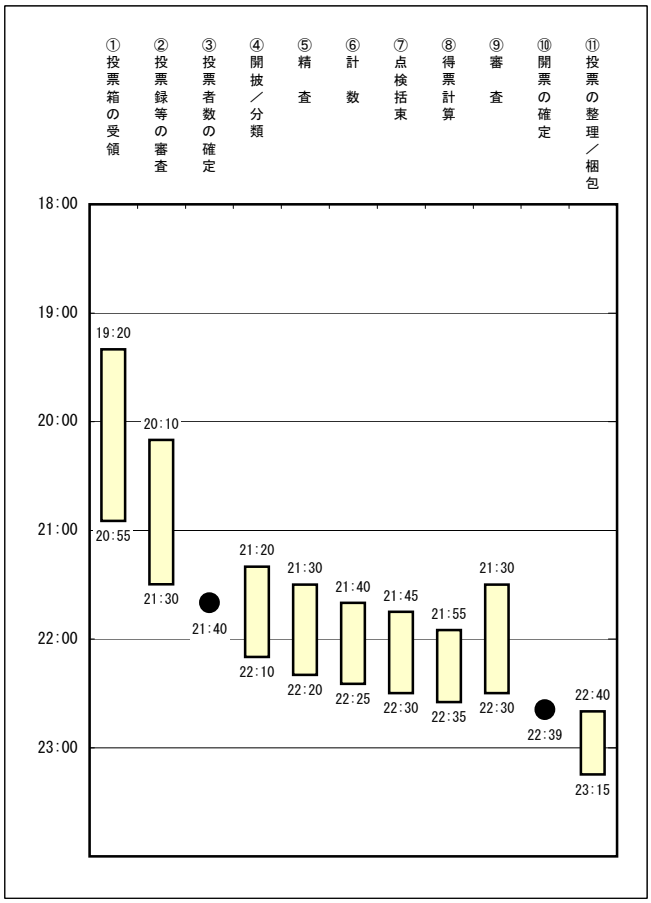

12 開票結果

開票の結果、次のとおり、解職に賛成が有効投票の過半数を上回ったため、広島県議会議員正木篤は、２月３日付で失職した。

有 効 投 票	47,781	解 職 に 賛 成	45,812 (95.88%)
		解 職 に 反 対	1,969 (4.12%)

13　解職投票啓発事業

次の各種啓発事業を実施し、投票日や投票制度等の周知を行った。

（時期について特に明記のないものは告示日から実施）

種　別	事　　項	場所等	内容
看板掲出等	①立看板の掲出	区役所、公民館、地域福祉ｾﾝﾀｰ、区ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ、区民文化ｾﾝﾀｰ（13 か所）	投票名、投票日及び期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	②期日前投票周知用立看板の掲出	区役所、出張所（4 か所）	期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	③投票所周知用立看板の掲出	投票所の分かりにくい地域、投票所の変更があった地域（16 か所）	投票所が分かりにくい、又は投票所を変更した地域に周知用立看板を掲出した。
広報活動等	①市選挙管理委員会ホームページでの広報	投票期間中	投票名、投票日及び投票制度を掲載し、広く市民に周知した。
	②市広報紙での広報	区広報紙「市民と市政」（2 月 1 日発行）	区広報紙「市民と市政」に投票に関する記事を掲載した。
	③周知用チラシの作成・配布	区役所、出張所等（チラシ作成　54,000 部）	投票名、投票日及び投票制度を周知するチラシを作成し、窓口で配布した。
		折込部数 49,070 部	投票名、投票日及び投票制度を周知するチラシを新聞折込により配布した。

区報あさきた
2.1号

編集・安佐北区役所区政調整課
〒731-0292 安佐北区可部四丁目13-13
☎819-3903　FAX815-3906

あさきた
みんなが支え合う　自然と歴史の安佐北区

広報ひろしま 市民と市政

安佐北区の人口／152,511人（1,045人減）
安佐北区の世帯数／64,278世帯（233世帯増）
平成24年12月末現在（前年同月比）

広島市安佐北区役所　検索
http://www.city.hiroshima.lg.jp/asakita/

2月3日は広島県議会議員正木篤解職投票の投票日です　問 投票に関すること：安佐北区選挙管理委員会（☎819-3959）、解職投票の制度に関すること：県選挙管理委員会（☎513-2605）

このホームページは、javascriptを使用しています。javascriptの設定をオンにしてご覧ください。

広島市
Hiroshima City

知りたい言葉を入力して「検索」を押してください
検索
検索の仕方

ご利用方法　文字の拡大・色・ふりがな　音声で読み上げ
English　한글　中文　Português　Español

トップページ　市民生活　事業者　観光　原爆・平和　市政全般

広島市ホームページ ＞ 市政全般 ＞ 広島市の概要 ＞ 行政委員会 ＞ 選挙管理委員会 ＞ 2月3日（日）は、広島県議会議員正木篤解職投票の投票日です。
広島市ホームページ ＞ 市政全般 ＞ 広島市の概要 ＞ 区役所のページ ＞ 安佐北（あさきた）区役所 ＞ 区のトピックス ＞ 2月3日（日）は、広島県議会議員正木篤解職投票の投票日です。

2月3日（日）は、広島県議会議員正木篤解職投票の投票日です。

投票日　2月3日（日）

広島県議会議員正木篤解職投票

広島市安佐北区において選挙権を有する者の3分の1以上の署名（47，671人）をもって、平成24年12月10日に請求代表者から、地方自治法の規定に基づき、広島県議会広島市安佐北区選出議員正木篤氏の解職請求があり、正木篤県議会議員の解職投票を行うことになりました。この投票は、正木篤県議会議員の解職の是非を住民のみなさまに問うためのもので、解職に「賛成」又は「反対」の旨を投票していただきます。投票の結果、有効投票数の過半数が解職に「賛成」であった場合、正木篤県議会議員は失職します。

投票時間　**午前7時から午後8時まで**

告示日　**平成25年1月4日（金）**

投票所　**「解職投票のお知らせ」のはがきに印刷されている投票所**　詳しくは >>>こちら をご覧下さい。

1　投票できる方

広島市安佐北区の選挙人名簿に登録されている方です。

解職投票では、投票のため新たに名簿登録を行う制度がないので、投票できるのは、直近の登録時において選挙人名簿に登録されている方となります。

直近の名簿登録は、平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙時に行われており、以下(1)、(2)を満たす方が登録されています。

(1)　年齢等
　平成24年12月16日現在満20歳以上（平成4年12月17日までに生まれた方）の日本国民

(2)　住所
　平成24年12月3日現在、引き続き3か月以上広島市に住んでいる方（平成24年9月3日までに住民基本台帳に記録された方）

【市外に転出された方の投票】

(1)　県内の他の市や町へ転出
　1回だけ住所を異動した方は、安佐北区又は転出先の市や町の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票の写し」を投票所で提示することで投票できます。2回以上住所異動した人は、投票できません。

(2)　県外へ転出
　投票できません。

2　投票のしかた

投票は、「賛成」「反対」いずれかの欄に、解職請求の対象となっている議員の氏名を記入することにより行います。

解職に反対の場合（議員をやめさせたくない場合）	解職に賛成の場合（議員をやめさせたい場合）
投票用紙の「反対」の欄に解職の請求を受けている者の氏名を記入してください。	投票用紙の「賛成」の欄に解職の請求を受けている者の氏名を記入してください。

3　「解職投票のお知らせ」のはがき

投票できる人には、投票の日時・場所などを記載したはがき「解職投票のお知らせ」を発送します。投票するときにご持参ください。

はがきが届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。安佐北区選挙管理委員会（電話 ⇒ 819-3959）にご連絡ください。

なお、はがきが届いた後になくしたり、また、投票される際に、はがきを持参していなくても投票できますので、投票所や期日前投票所で、その旨を伝えてください。

4　期日前投票

仕事やレジャーなどで、2月3日(日)に投票に行けない人は、事前に投票できます。

◆期間

1月5日(土)から2月2日(土)まで　（土曜日、日曜日、祝日もできます。）

◆時間

午前8時半から午後8時まで

◆投票場所

〇安佐北区役所1階　第1会議室

〇白木出張所

〇高陽出張所

〇安佐出張所仮設期日前投票所

◆持っていくもの

「解職投票のお知らせ」のはがき(届いているとき。はがきがなくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。)※印鑑は必要ありません。）

5　不在者投票

名簿登録地の選挙管理委員会における投票日前の投票は、原則、期日前投票となりますが、一部の投票については、不在者投票となります。

◆不在者投票のできる場所

〇名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会（出張等で他の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票する場合など）

〇都道府県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等（入院・入所中の人に限られます。）

※使用する各種帳票は　>>>こちら　からダウンロードできます。

◆不在者投票の投票用紙等の請求方法

安佐北区の選挙人名簿に登録されている人が、他の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票する場合は、「不在者投票請求書・宣誓書」（用紙は安佐北区役所・出張所にあります。)を安佐北区選挙管理委員会へ郵送又は持参してください。（FAX、電子メールは不可）

県内の他の市や町へ転出した人は、転出先の市や町の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票の写し」を同封してください。

6　重度身体障害者等の在宅投票

重度の障害のある人などは、一定の手続きを行っていただくと、郵便等で投票できます。投票用紙は1月30日（水）までに安佐北区選挙管理委員会に請求してください。

詳しくは、関連情報　>>>体が不自由な人の投票は？　をご覧下さい。

7　点字・代理投票

目の不自由な人は点字投票ができます。また、手が不自由などのため、自ら投票用紙に記載できない人は、投票所の係員による代理投票ができます。お気軽に係員にお申し出ください。

8　2階の投票所について

次の施設は、体の不自由な方や高齢者の方が2階へ上がるお手伝いをしますので、お気軽にお申し出ください。

区分	投票区	投票所	投票所の所在地
安佐北区	落合第三投票区	玖村会館	安佐北区落合二丁目41番26号

9　お問い合わせはこちらまで

お問い合わせ先	
投票に関すること （不在者投票宣誓書・請求書等の請求先）	広島市安佐北区選挙管理委員会　⇒ 電話819-3959 （〒731－0292　安佐北区可部四丁目13番13号）
解職投票の制度に関すること	広島県選挙管理委員会 ⇒ 電話513-2605

その他広島市選挙管理委員会からのお知らせ等は　>>>こちら　をご覧下さい。

関連情報

- 平成25年（2013年）2月3日執行広島県議会議員正木篤解職投票　投開票速報
- 投票日当日に投票所へ行けない場合は？
- 不在者投票指定施設において使用する帳票（解職投票）
- 広島県議会議員正木篤解職投票の不在者投票請求書・宣誓書
- 体が不自由な人の投票は？

広島市役所　〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 [地図]
代表電話 082-245-2111

各課お問い合せ先
各課直通電話・FAX・Eメールアドレス

Copyright c HIROSHIMA City. All rights reserved.

〔解職投票の周知用チラシ（区役所等窓口で配布、新聞折込により配布）〕

広島県議会議員正木篤解職投票のお知らせ

投票日 2月3日(日)

投票時間　午前７時から午後８時まで
投 票 所　「解職投票のお知らせ」のはがきに印刷されている投票所

広島市安佐北区において選挙権を有する者の3分の1以上の署名（47,671人）をもって、平成24年12月10日に請求代表者から、地方自治法の規定に基づき、広島県議会広島市安佐北区選出議員正木篤氏の解職請求があり、正木篤県議会議員の解職投票を行うことになりました。この投票は、正木篤県議会議員の解職の是非を住民のみなさまに問うためのもので、解職に「賛成」又は「反対」の旨を投票していただきます。投票の結果、有効投票数の過半数が解職に「賛成」であった場合、正木篤県議会議員は失職します。

投票できる方

広島市安佐北区の選挙人名簿に登録されている方です。

解職投票では、投票のため新たに名簿登録を行う制度がないので、投票できるのは、直近の登録時において選挙人名簿に登録されている方となります。

直近の名簿登録は、平成２４年１２月１６日執行の衆議院議員総選挙時に行われており、以下①②を満たす方が登録されています。

①年齢等　平成２４年１２月１６日現在満２０歳以上（平成４年１２月１７日までに生まれた方）の日本国民

②住　所　平成２４年１２月３日現在、引き続き３か月以上広島市に住んでいる方（平成２４年９月３日までに住民基本台帳に記録された方）

【市外に転出された方の投票】

① 県内の他の市や町へ転出
１回だけ住所を異動した方は、安佐北区又は転出先の市や町の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票の写し」を投票所で提示することで投票できます。２回以上住所異動した人は、投票できません。

② 県外へ転出
投票できません。

期日前投票

仕事やレジャーなどで、２月３日(日)に投票に行けない人は、事前に投票できます。

【期間】　１月５日(土)から２月２日(土)まで
（土曜日・日曜日・祝日もできます。）

【時間】　午前８時半から午後８時まで

【投票場所】
○安佐北区役所１階　第１会議室
○白木出張所　○高陽出張所
○安佐出張所仮設期日前投票所

【持っていくもの】
「解職投票のお知らせ」のはがき(届いているとき)
※選挙人名簿に登録されていれば、はがきがなくても投票できます。

他の市区町村での不在者投票

出張などで２月３日(日)に投票に行けない人は、他の市区町村で不在者投票をすることもできます。

「不在者投票宣誓書・請求書」(用紙は安佐北区役所・出張所にあります。広島市のホームページからダウンロードすることもできます。)を安佐北区選挙管理委員会へ郵送又は持参してください。

県内の他の市や町へ転出した人は、転出先の市や町の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票の写し」を同封してください。

点字・代理投票

目の不自由な人は点字投票ができます。また、体が不自由等のため、自ら投票用紙に記載できない人は、投票所の係員が代筆する代理投票ができます。

お気軽に係員に申し出てください。

郵便等での不在者投票

次のいずれかの要件を満たす人は、一定の手続を行っていただくと、郵便等で投票できます。投票用紙は１月３０日(水)までに、安佐北区選挙管理委員会へ請求してください。

① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、公職選挙法で定められた重度の障害がある人

② 介護保険法の被保険者証の区分が要介護５の人

投票のしかた

投票は、「賛成」「反対」いずれかの欄に、解職請求の対象となっている議員の氏名を記入することにより行います。

■解職に「賛成」の場合
（議員をやめさせたい場合）

解職に賛成の場合は、投票用紙の「賛成」の欄に解職の請求を受けている者の氏名を記入してください。

（解職投票の投票用紙）

反対	賛成
	正木篤

■解職に「反対」の場合
（議員をやめさせたくない場合）

解職に反対の場合は、投票用紙の「反対」の欄に解職の請求を受けている者の氏名を記入してください。

（解職投票の投票用紙）

反対	賛成
正木篤	

【点字投票について】
点字投票は、投票用紙の書き方が異なりますので、投票所の係員の説明に従ってください。

■投票に関することの問い合わせ先　広島市安佐北区選挙管理委員会　電話　819−3959
（不在者投票宣誓書・請求書等の請求先）　〒731−0292　安佐北区可部四丁目13番13号

■解職投票の制度に関することの問い合わせ先　広島県選挙管理委員会　電話　513−2605

〔解職投票の周知用立看板〕

2月3日(日)

広島県議会議員
正木篤解職投票

投　票　日

【投票時間】午前7時から午後8時まで

【解職投票について】

　この投票は、正木篤県議会議員の解職の是非を問うためのもので、解職に「賛成」又は「反対」の旨を投票していただきます。

　投票の結果、有効投票数の過半数が解職に「賛成」であった場合、正木篤県議会議員は失職します。

【期日前投票について】

期間：1月5日(土)から2月2日(土)まで

時間：毎日、午前8時30分から午後8時まで

場所：安佐北区役所、白木・高陽出張所、
　　安佐出張所仮設期日前投票所

●問合せ先

■投票日時、場所・方法に関すること
広島市安佐北区選挙管理委員会
TEL：819－3959

■解職投票一般に関すること
広島県選挙管理委員会
TEL：513－2605

〔解職投票のお知らせ（はがき）〕　　市内居住者用

（表）

郵便はがき

郵便料金後納

選挙事務

（差出人）

解職投票のお知らせ　広島県議会議員正木篤解職投票

投票日　2月3日午前7時から午後8時まで

投票所

選管使用欄

（　）

（　）

※くわしくは裏面をご覧ください。

（裏）

投票には

このはがきを投票所へ持参していただくと、選挙人名簿との照合が早くすみます。名簿対照係へ提出してください。

はがきをなくした場合でも、投票できますので、投票所へお出かけください。

投票所ではお誕生の月日をおたずねして、ご本人であることの確認をさせていただいています。生まれた年「○年」は必要ありません。

また、運転免許証などご本人と確認ができる書類をご提示いただいても結構です。

あなたの大切な一票を確実に投票していただくために必要ですので、ご協力をお願いします。

投票のしかた

■解職に反対の場合

（解職投票の投票用紙）

反対	賛成
正木篤	

解職に反対の場合は、投票用紙の「反対」の欄に、解職の請求を受けている者の氏名を記入してください。

■解職に賛成の場合

（解職投票の投票用紙）

反対	賛成
	正木篤

解職に賛成の場合は、投票用紙の「賛成」の欄に、解職の請求を受けている者の氏名を記入してください。

期日前投票のお知らせ（ぜひ、ご利用ください。）

投票日に用事や仕事などで投票に行けない場合は、期日前投票制度をご利用ください。（宣誓書の記入が必要です。）

■期　間　1月5日(土)から2月2日(土)まで
（土曜日・日曜日・祝日もできます。）

■時　間　午前8時30分～午後8時

■場　所　安佐北区役所及び出張所

■持参するもの　このはがき（届いているとき）

転出した場合は

広島市内から広島県内の他の市や町に住所を移した人で、引き続きその市や町に居住している人は、元の住所地において投票することができます。

この場合は、転出先の市や町又は転出前の広島市の区の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」の提示が必要です。

ただし、市や町の間を2回以上異動した人や県外に転出した人は投票できません。

くわしくは

広島市安佐北区選挙管理委員会におたずねください。

〔解職投票のお知らせ（はがき）〕　　県内転出者用

（表）

郵便はがき

料金後納郵便

選挙事務

（差出人）

解職投票のお知らせ　広島県議会議員正木篤解職投票

投票日　2月3日午前7時から午後8時まで

投票所

選管使用欄

（　　）

※くわしくは裏面をご覧ください。

（裏）

あなたは、広島市から転出されましたが、広島市の選挙人名簿に登録されています。

転出先（現住所地）の市や町又は転出前（旧住所地）の広島市の区の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示すれば、表記の投票所で投票することができます。

ただし、転出先（現住所地）の選挙人名簿に登録されていると、投票できません。

また、市や町の間を２回以上異動した人や、県外に転出した人も投票できません。

※　投票日当日、表記の投票所に行けない人は、次の１又は２により、期日前投票・不在者投票の制度をご利用ください。

1　旧住所地の安佐北区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所及び出張所で、期日前投票をする場合

「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を持参してください。

また、このはがきもあわせて持参いただくと、選挙人名簿との照合が早くすみます。

2　現住所地の選挙管理委員会で、不在者投票をする場合

(1)　**右記の請求書・宣誓書欄に記入のうえ、このはがきと「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を封筒に入れて、広島市安佐北区選挙管理委員会に郵送してください。**

(2)　現住所に投票用紙などを郵送しますので、日時をお確かめのうえ、それを持って近くの選挙管理委員会で、不在者投票をしてください。

(3)　郵便のやりとりに日数がかかります。至急請求してください。

広島市安佐北区で期日前投票・不在者投票ができる期間

■1月5日(土)～2月2日(土)　土曜日・日曜日・祝日もできます。

■毎日、午前8時30分～午後8時

不在者投票請求書・宣誓書

私は、平成25年2月3日執行広島県議会議員正木篤解職投票の当日、次の事由に該当する見込みです。

以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

平成25年　　月　　日

不在者投票事由 住所移転のため、他の市や町に居住	
現住所	〒
選挙人名簿に記載されている住所	広島市安佐北区
ふりがな 氏名	
生年月日	明・大・昭・平　　年　　月　　日
電話	（　　）　　－

注：「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を同封してください。